

令和8年2月24日
堺市上下水道局

暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の「誓約書」の改正について（通知）

このことについて、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の「誓約書」の様式を改正しますので、お知らせします。

記

1 改正する様式

次の様式について、押印を不要とします。

- (1) 誓約書（元請用（工事・コンサル用）（別紙1）、元請用（物品調達、業務委託、リース・レンタル等用）（別紙2）、下請・再委託用（別紙3）、物品の売払い等用（別紙4））
- (2) 下請負人等誓約書届出書（別紙5）

2 適用時期

令和8年4月1日以後に提出する「誓約書」から適用します。

なお、誓約書の提出方法、提出時期その他の取扱いに変更はありません。

3 その他留意事項

令和8年4月1日以後に誓約書を提出される場合に旧様式を使用することも可能ですが、この場合、押印は不要です。

なお、令和8年3月31日以前に提出する誓約書には従前どおり押印が必要ですので、御注意ください。

年 月 日

堺市上下水道事業管理者 殿

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

生 年 月 日

年 月 日生

受任者職氏名

誓 約 書

私は、堺市が堺市暴力団排除条例に基づき、公共工事その他の市の事務事業により暴力団を利用することとならないように、暴力団員又は暴力団密接関係者を入札、契約等から排除していることを承知したうえで、次に掲げる事項を誓約します。

- 1 私は、次の公共工事等を受注するに際して、暴力団員又は堺市暴力団排除条例施行規則第3条各号に掲げる者（以下「暴力団密接関係者」という。）のいずれにも該当しません。

工事又は業務の名称：

-
- 2 私は、暴力団員又は暴力団密接関係者の該当の有無を確認するため、堺市から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。
 - 3 私は、本誓約書及び役員名簿等が堺市から大阪府警察本部に提供されることに同意します。
 - 4 私が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当する事業者であると堺市が大阪府警察本部から通報を受け、又は堺市の調査により判明した場合には、堺市が堺市暴力団排除条例及び堺市上下水道局契約関係暴力団排除措置要綱に基づき、堺市ホームページ等において、その旨を公表することに同意します。
 - 5 私が堺市暴力団排除条例第7条に規定する下請負人等を使用する場合は、これら下請負人等から誓約書を徴し、当該誓約書を堺市に提出します。
 - 6 私が使用する下請負人等が、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当する事業者であると堺市が大阪府警察本部から通報を受け、又は堺市の調査により判明し、堺市から下請契約等の解除又は第二次以降の下請負にかかる契約等の解除の指導を受けた場合は、当該指導に従います。

年 月 日

堺市上下水道事業管理者 殿

所 在 地

商号又は名称

職 氏 名

（上記は契約書のとおり記載してください。）

※本店の代表者情報を記載

代 表 者 職

代 表 者 氏 名

生 年 月 日 年 月 日生

誓 約 書

私は、堺市が堺市暴力団排除条例に基づき、公共工事その他の市の事務事業により暴力団を利用することとならないように、暴力団員又は暴力団密接関係者を入札、契約等から排除していることを承知したうえで、次に掲げる事項を誓約します。

- 1 私は、次の公共工事等を受注するに際して、暴力団員又は堺市暴力団排除条例施行規則第3条各号に掲げる者（以下「暴力団密接関係者」という。）のいずれにも該当しません。

物品又は業務の名称：
（契約書に記載の案件名を記入してください。）

- 2 私は、暴力団員又は暴力団密接関係者の該当の有無を確認するため、堺市から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。
- 3 私は、本誓約書及び役員名簿等が堺市から大阪府警察本部に提供されることに同意します。
- 4 私が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当する事業者であると堺市が大阪府警察本部から通報を受け、又は堺市の調査により判明した場合には、堺市が堺市暴力団排除条例及び堺市上下水道局契約関係暴力団排除措置要綱に基づき、堺市ホームページ等において、その旨を公表することに同意します。
- 5 私が堺市暴力団排除条例第7条に規定する下請負人等を使用する場合は、これら下請負人等から誓約書を徴し、当該誓約書を堺市に提出します。
- 6 私が使用する下請負人等が、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当する事業者であると堺市が大阪府警察本部から通報を受け、又は堺市の調査により判明し、堺市から下請契約等の解除又は第二次以降の下請負にかかる契約等の解除の指導を受けた場合は、当該指導に従います。

年 月 日

堺市上下水道事業管理者 殿

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

生 年 月 日

年 月 日生

誓 約 書

私は、堺市が堺市暴力団排除条例に基づき、公共工事その他の市の事務事業により暴力団を利用することとならないように、暴力団員又は暴力団密接関係者を入札、契約等から排除していることを承知したうえで、次に掲げる事項を誓約します。

- 1 私は、次の公共工事等を受注するに際して、暴力団員又は堺市暴力団排除条例施行規則第3条各号に掲げる者（以下「暴力団密接関係者」という。）のいずれにも該当しません。

工事、物品又は業務の名称：

（契約書に記載の案件名を記入してください。）

契約の相手方：

- 2 私は、暴力団員又は暴力団密接関係者の該当の有無を確認するため、堺市から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。
- 3 私は、本誓約書及び役員名簿等が元請負人を通じて堺市へ提出されること及び堺市から大阪府警察本部に提供されることに同意します。
- 4 私が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当する事業者であると堺市が大阪府警察本部から通報を受け、又は堺市の調査により判明した場合は、堺市が堺市暴力団排除条例及び堺市上下水道局契約関係暴力団排除措置要綱に基づき、堺市ホームページ等において、その旨を公表することに同意します。
- 5 私が堺市暴力団排除条例第7条に規定する下請負人等を使用する場合は、これら下請負人等から誓約書を徴し、元請負人を通じて（第二次以降の下請負人等は上位の下請負人等から元請負人を通じて）当該誓約書を堺市に提出します。
- 6 私が使用する下請負人等が、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当する事業者であると堺市が大阪府警察本部から通報を受け、又は堺市の調査により判明し、堺市から下請契約等の解除又は第二次以降の下請負にかかる契約等の解除の指導を受けた場合は、当該指導に従います。

年 月 日

堺市上下水道事業管理者 殿

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

生 年 月 日

年 月 日生

誓 約 書

私は、堺市が堺市暴力団排除条例に基づき、（ ）から、暴力団を利用することとならないように、暴力団員又は暴力団密接関係者を入札、契約等から排除していることを承知したうえで、次に掲げる事項を誓約します。

- 1 私は、次の（ ）に際して、堺市暴力団排除条例施行規則第3条各号に掲げる者（以下「暴力団密接関係者」という。）のいずれにも該当しません。

（物件の表示）：

- 2 私は、暴力団密接関係者の該当の有無を確認するため、堺市から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。
- 3 私は、本誓約書及び役員名簿等が堺市から大阪府警察本部に提供されることに同意します。
- 4 私が暴力団密接関係者に該当する事業者であると堺市が大阪府警察本部から通報を受け、又は堺市の調査により判明した場合は、堺市が堺市暴力団排除条例及び堺市上下水道局契約関係暴力団排除措置要綱に基づき、堺市ホームページ等において、その旨を公表することに同意します。

※（ ）書きについては、物品の売払い及び物品の貸付けなど契約により内容が異なりますので、各契約担当で記載のうえ誓約書を受け取ってください。

下請負人等誓約書届出書（当初・追加）

年 月 日

堺市上下水道事業管理者 殿

所在地 _____
 商号又は名称 _____
 代表者職氏名 _____

堺市暴力団排除条例第 8 条第 2 項及び堺市上下水道局契約関係暴力団排除措置要綱の規定により準用する堺市契約関係暴力団排除措置要綱第 11 条第 1 項に基づき、下記工事における下請負人等について、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の「誓約書」を次のとおり提出します。

記

工事名称	
工事場所	

下請負人等一覧表

整理番号	下請負等の業務の内容	下請負・再下請負	下請負人等の商号又は名称	代表者名	所在地	電話番号	直近上位の発注者名	備考
	建機資処 運警測他	次						
	建機資処 運警測他	次						
	建機資処 運警測他	次						
	建機資処 運警測他	次						
	建機資処 運警測他	次						
	建機資処 運警測他	次						
	建機資処 運警測他	次						
	建機資処 運警測他	次						

- (注意)
- 全ての下請負人等について、誓約書の提出が必要です。
 - 「下請負等の業務の内容」の欄については、（建-建設工事、機-機械リース、資-資材納入、処-廃棄物処分業務、運-運搬業務、警-警備業務、測-測量業務、他-その他の請負業務）のうち、該当するものを○で囲んでください。なお、他に○をする場合には、備考欄に具体的な請負内容を適宜、記載してください。
 - 「下請負・再下請負」の欄には一次、二次、三次等を記入してください。
 - 下請負人等を追加する場合の整理番号は、追加連番としてください。

(誓約書を提出する目的について)

Q 1 誓約書の提出を求める目的は何ですか。

A 1 堺市暴力団排除条例第8条第2項に基づき、公共工事等及び売払い等からの暴力団排除に関する措置を講ずるため、契約相手方及び下請負人等に対し、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書の提出を求めることとしています。

誓約書には、当該誓約書及び役員名簿等が大阪府警察本部へ提出されることへの同意や暴力団員又は暴力団密接関係者と判明した場合の公表への同意等の事項が記載されており、それらを誓約していただくことを目的としています。

(公共工事等の契約における誓約書の提出範囲について)

Q 2 公共工事等の契約における誓約書の提出は、元請負人だけでなく、下請負人等（納入業者、二次以下の下請等を含む。）についても必要なのでしょうか。

A 2 令和4年10月1日以降に、一般競争入札の公告、指名競争入札の指名又は随意契約の見積りの依頼等を行う公共工事等の契約については、契約金額にかかわらず、元請負人及び下請負人等からの誓約書の提出が必要です。特に資材納入業者、廃棄物処分業者、運搬業者、警備業者、測量業者等についても、提出が必要ですので御注意ください。

ただし、請書や見積書による契約など、堺市契約規則第28条の規定により契約書の作成を省略する契約の場合は、元請負人及びその下請負人等は誓約書を提出する必要はありません。

(売払い等の契約における誓約書の提出範囲について)

Q 3 売払い等の契約においても、誓約書の提出が必要なのでしょうか。

A 3 売払い等の契約については、契約金額にかかわらず、原則として、全ての契約を対象として、誓約書の提出が必要です。

(誓約書へ記載する名義について)

Q 4 元請負人で支店契約の場合、誓約書への記載名義はどのようにすればよろしいでしょうか。

A 4 元請負人で支店契約の方は、本市に届け出ている支店の所在地、支店名称、受任者職氏名を記載してください。

(元請負人の確認について)

Q 5 元請負人は、下請負人等の契約をどのようにして把握すればよいのでしょうか。

A 5 下請負人等からの誓約書の徴取については、元請負人がそれぞれの下請契約について提出を求めるものであり、下請負人等は元請負人を通じて本市に提出しなければなりません。それぞれの下請負人等の責任において誓約書を提出するように、元請負人として下請負人等を指導してください。

また、元請負人は、本市との契約が建設工事の場合に限り、当該下請負人等の誓約書とともに、下請負人等誓約書届出書を工事担当課へ提出してください。

(下請負人等の提出時期について)

Q 6 公共工事等の契約において、下請契約等に係る誓約書は、下請契約を締結する度に提出しなければならないのでしょうか。

A 6 下請負人等については、下請契約等の金額にかかわらず、全ての下請契約等において、下請契約等を締結する度に誓約書の提出が必要です。下請負人等は、元請負人との契約締結時に誓約書を作成し、速やかに元請負人を通じて本市へ提出してください。

また、元請負人は、下請負人等が誓約書を提出しない場合は、契約を締結しないようにしてください。

(売払い等の契約における誓約書の提出時期について)

Q 7 売払い等の契約において、誓約書を提出する時期はいつですか。

A 7 売払い等の契約のうち、「物品の売払い、貸付け等の契約」については、入札を行う場合は契約締結時に、随意契約の場合は、見積書提出時に誓約書を提出していただきます。

なお、「不動産の売払い、貸付け等」については、取扱いが異なりますので、各契約担当課へ御確認ください。

(共同企業体の誓約書の提出について)

Q 8 公共工事等で、共同企業体によって契約を締結する場合は、代表構成員のみが誓約書を提出すればよいのでしょうか。

A 8 共同企業体によって契約を締結する場合には、代表構成員を含む全ての構成員に誓約書を提出していただきます。

(単価契約における誓約書の提出について)

Q 9 単価契約の場合も、誓約書の提出が必要なのでしょうか。

A 9 単価契約の場合であっても、誓約書の提出が必要となります。ただし、請書や見積書による契約など、堺市上下水道局契約規程第3条の規定により準用する堺市契約規則第28条の規定により契約書の作成を省略する契約の場合等は除きます。

(下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者であったときの元請負人のペナルティーについて)

Q10 下請負人等が誓約書の内容に違反し、暴力団員又は暴力団密接関係者であった場合には、元請負人に対して、どのようなペナルティーがあるのでしょうか。

A10 下請負人等が誓約書に違反した場合、元請負人は当該下請負人等との契約を解除しなければなりません。この場合、誓約書を提出させている等、元請負人として問題がなければ、元請負人との契約を解除することはありません。ただし、今後の対応について、元請負人に対して注意喚起を促すことになります。

また、当該下請負人等との契約解除については、本市が元請負人に下請負人等との契約解除を指導し、元請負人が指導に従わなければ、元請契約を解除することとなります。

指導を受けた際に円滑に下請契約等を解除できるように、下請契約等を締結するときは、本市と同様に契約書に当該契約の解除条項と下請負人等が解除指導に従わない場合の当該契約の解除条項を盛り込むようにしてください。

(下請負人等の誓約書の不提出とペナルティーについて)

Q11 下請負人等が誓約書を提出しない場合は、元請負人に対して、どのようなペナルティーがあるのでしょうか。

A11 下請負人等が誓約書を提出しない場合は、契約を締結しないようにしてください。

しかし、既に契約している下請負人等から誓約書の提出がないことが判明した場合は、元請負人として下請負人等に対して、誓約書を提出するように指導し、指導しても提出しない場合は、その旨を誓約書の提出先へ報告してください。

必要な指導や報告を行っていれば、入札参加停止等に問われることはありませんが、提出がないことを知りながら放置していたり、報告を怠ったりしていた等の場合には、入札参加停止等を講じることがあります。

(誓約書への押印について)

Q12 誓約書への押印は必要でしょうか。

A12 従来、誓約書には真正性を担保するため押印をお願いしてきましたが、今般、行政手続における事業者の負担を軽減し、その利便性を図るため、押印の取扱いを見直し、令和8年4月1日以後に提出いただく誓約書については押印欄を削除した様式に変更します。

なお、令和8年3月31日以前に提出いただく場合は、旧様式により押印が必要ですので、元請負人については本市に届け出ている使用印を、下請負人等については契約書(契約書の作成を省略している契約については、相手方が記名押印した見積書、納品書、請書その他の文書)に使用する印鑑を押印してください。